

団体保険における個人情報保護法の考え方

信金中央金庫（以下「信金中金」といいます。）が生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）との間で締結した団体保険の運営において保険金受取人等を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時の必要書類に記載される請求者以外の個人情報等）につきましては、次のとおり取り扱います。

1. 信金中金は、団体保険契約の事務手続および生命保険会社への個人情報の提供を目的として、当該個人情報を取り扱います。
2. 信金中金から生命保険会社に第三者提供される個人情報の項目は次のとおりです。
 - －保険金請求時の必要書類に記載される書類提出者以外の下記の個人情報等
 - ・戸籍謄本に記載される氏名、続柄、本籍地等
 - ・住民票に記載される氏名、続柄等
3. 信金中金から生命保険会社への個人情報の提供に当たっては、次の手段・方法を使用します。
 - －加入申込書、戸籍謄本等、契約者へ提出された書類の送付
 - －生命保険会社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信
4. ご本人の個人情報につき、上記1～3の取扱いに同意されない場合は、お申し出により第三者提供を停止いたしますので、信金中金にお申し出ください。